

取組の方向性

連携による取組の推進

- ◆ 読書ボランティアと園等・学校・図書館・公民館・児童館等が連携した取組を推進します。
- ◆ 図書館や書店等と連携、協力した取組を推進します。

助成の活用

- ◆ 民間団体が実施する子どもの読書活動等を支援する「子どもゆめ基金³⁵」の助成に関する情報提供を行い、子どもの読書活動を推進する取組を支援します。

④ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

現状

- 県では、令和3年3月に「鳥取県読書バリアフリー計画」を策定し、障がいのある子ども等への読書環境の整備に取り組んでいます。
- 平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が制定され、障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止し、負担が過重ではない範囲で障がいのある方の求めに応じた合理的配慮をすることが定められました。
また、同法は令和3年5月に改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮が義務化されました。

取組の方向性

資料の充実

- ◆ 公立図書館は、障がいの種類や程度、特性等に関わらず、すべての子どもが読書に親しむことができるよう、多様なニーズに対応した資料（アクセシブルな書籍、多言語に対応した資料等）の充実やサピエ図書館の導入を推進します。
- ◆ 県立図書館では、市町村立図書館や特別支援学校等への団体貸出や資料相談（レファレンス）等を実施し、子どもが必要とする資料を迅速に提供できる体制を整えます。
- ◆ 学校図書館においては、障がいの種類や程度、特性、発達段階等に応じた資料を充実するとともに、公立図書館と連携し、子どもの多様なニーズに対応した資料の提供に努めます。

施設等のバリアフリー化

- ◆ 図書館等では、障がい等の理由により施設利用が困難な方のバリアを取り除くため、負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応に取り組みます。

³⁵ 子どもゆめ基金 … 国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを支援し、子どもの健全育成を手助けする基金。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

① 幼稚園・認定こども園、保育所等

幼稚園・認定こども園、保育所等の役割

- 園等では、人格形成の基礎を培う乳幼児期に読書の楽しさを体感し、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を身に付けるため、絵本や物語に親しむ活動を推進することが期待されています。
- 生涯にわたる読書習慣を形成するため、保護者へ家庭での読書活動の重要性を周知する等、子どもの読書活動を推進する上で大切な役割を担っています。
- 園等では、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティア等による読み聞かせや、家庭での読書を推進するための絵本の貸出等が行われていますが、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等が子どもの読書活動に対する理解を深め、絵本等を活用した活動について一層の充実が図られることが期待されます。

取組の方向性

読み聞かせ等の実施

- ◆ 乳幼児期には、家庭や園等で言葉や絵本にふれる機会を増やすことが大切です。幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティアによる読み聞かせや、異年齢交流における小・中・高校生等の乳幼児への読み聞かせ、保護者への絵本の貸出等、乳幼児が絵本や物語にふれる機会が多様となる工夫を推進します。

保護者への啓発

- ◆ 家庭での読み聞かせや読書を推進するため、園等が実施する保護者向け研修会に鳥取県子ども読書アドバイザーを派遣します。
- ◆ 保護者の行事への参加の機会等を捉え、読書の大切さを啓発するチラシや図書だよりを配布する等、保護者への啓発を推進します。

読書環境の整備

- ◆ 子どもが発達段階に応じた本と出会うことができるよう、絵本に親しむことのできるスペースの確保や公立図書館等との連携による児童図書の充実等を推進します。

多様な子どもたちへの読書推進

- ◆ 多様な子どもたちへの読書機会を確保するため、公立図書館と連携し資料の充実を図り、障がいの種類や程度、特性等の個々のニーズに対応した読み聞かせの実施等を推進します。

② 学校

学校の役割

- 学校は、子どもが生涯にわたって、読書を親しむ習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。
- 学習指導要領には、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること等が示されています。そこで、学校での子どもの読書活動の推進には、学校全体で子どもが読書に親しむ環境づくりを推進するとともに、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図ることが重要です。

取組の方向性

ア 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

学校図書館の機能強化

- ◆ 学習指導要領、「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン³⁶」及び「学校図書館活用ハンドブック³⁷」等を踏まえ、学校図書館は学校教育の中核として、各校の教育目標に従い、子どもの読書活動や授業に役立つ資料を備え学習支援を行うとともに、探究的な学習等により児童生徒の情報活用能力を育む活動を推進します。
- ◆ 小・中・義務教育学校・県立高等学校に導入されている図書館システムにより、適切に資料管理を行うとともに、県内図書館のネットワーク等も活用し、学校図書館活用の活発化を図ります。

学校図書館の資料の充実

- ◆ 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画³⁸」等をもとに、適切な資料廃棄や資料購入による蔵書の充実を図り、学校図書館の資料の整備や新聞の配備等を推進します。
- ◆ 読むことに困難さのある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、児童生徒の多様なニーズに対応するため、公立図書館と連携し、個々のニーズに合った幅広い資料の提供に努めます。
- ◆ 児童生徒の1人1台端末の環境下での学びを充実するため、デジタル情報と紙資料の収集や、「とっとり教育ポータルサイト³⁹」等を活用した信頼できる情報の提供に努めます。

読書の動機付けとなる取組の実施

- ◆ 学校における資料を用いた取組は、家庭環境によらず、すべての子どもが読書に親しむ機会となります。一斉読書の実施や、探究活動をはじめとする各教科での学校図書館の活用等、学校の実情に合わせた取組を推進します。
- ◆ 授業での学校図書館の利用はもとより、授業以外での利用も促進するため、図書展示やイベントの実施等、学校図書館に行きたくなる取組を推進します。
- ◆ ビブリオバトルやポップの作成等、子どもが主体となって本を薦める取組を推進します。
- ◆ ストーリーテリング⁴⁰やブックトーク等、子どもが創造力を膨らませながら物語を楽しんだり、様々なジャンルの本に触れたりすることができる取組を推進します。
- ◆ 読書ボランティアによる読み聞かせ、小学校での異年齢交流や中高生の職場体験における児童への読み聞かせの実施等、子どもが本と出会う多様な機会の提供を推進します。

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ◆ 多様な子どもの個別最適で協働的な学びを実現するためには、学校図書館のDXが重要です。図書情報のデータベース化や学校内外の情報資源にアクセスできる環境の整備、児童生徒のタブレット端末の活用等、子どもの健康等に配慮しつつ、DXを推進します。
また、デジタルコンテンツに偏らない資料の適切な活用を推進するため、図書館資料を活用した調べ学習や、「とっとり教育ポータルサイト」へのおすすめ本の掲載等、ICT機能の活用と紙資料の併用を推進します。

³⁶ とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン … 就学前から小・中・高校まで一貫した見通しを持った学校図書館教育を進める上での指針として鳥取県教育委員会が平成27年度に策定し、令和4年度に改訂。

³⁷ 学校図書館活用ハンドブック … 学校図書館の役割と機能、学校図書館活用の参考事例を掲載したもの。鳥取県教育委員会が平成27年度策定。令和4年度に改訂。

³⁸ 学校図書館図書整備等5か年計画 … 公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的に、文部科学省が策定している計画。

³⁹ とっとり教育ポータルサイト … 鳥取県の企業やSDGsパートナー企業や観光・文化財情報等を発信するとともに、県内公立学校、図書館、博物館等のホームページ・SNSの情報や学びに関するイベント情報を一括して発信するウェブサイト。

⁴⁰ ストーリーテリング … 語り手が昔話や創作等の物語を全て覚えて語り聞かせること。聞き手は耳からの言葉だけで想像を膨らませながら物語に浸ることができる。

子どもの視点に立った読書活動の推進

- ◆ 図書委員が主体となり読書に関する行事を企画したり、子どもが読んだ本のポップを作成したりする等、子どもの視点に立った取組を促進します。

司書教諭・学校司書の配置

- ◆ 学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭や学校司書の継続的な配置に努めます。また、司書教諭有資格者の養成や、司書教諭や学校司書の研修の実施等、学校全体で読書活動を推進するための環境整備に努めます。

多様な子どもたちへの読書推進

- ◆ 多様な子どもたちへの読書機会を確保するため、障がいの種類や程度、特性等に応じた取組が必要です。公立図書館の資料や資料相談（レファレンス）等も活用しながら、子どもの多様なニーズに対応した取組を推進します。

イ 特別支援学校

学校図書館の資料の充実

- ◆ 障がいの種類や程度、特性に応じた資料の提供を行うとともに、個々の状況に合わせた資料の選定や読書環境の工夫に努めます。
- ◆ 視覚障がいのある方や活字による読書が困難な方に点字図書や録音図書のデータを提供するサピエ図書館を導入する等、アクセシブルな書籍の充実に努めます。

多様な交流による読書活動の推進

- ◆ 読書ボランティアと連携して、読み聞かせやストーリーテリング等、子どもの状態に応じた読書活動を通して、子どもが多くの人と交流することができる取組を推進します。

保護者への啓発

- ◆ 障がいのある子どもが生涯にわたって読書に親しむ環境をつくるためには、保護者の理解を深める必要があります。公立図書館等で利用できるサービスの紹介や障がいの種類や程度、特性等に応じた子どもの読書活動について、保護者への情報提供に努めます。

司書教諭・学校司書の配置

- ◆ 学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭や学校司書の継続的な配置や、司書教諭や学校司書の研修の実施等、学校全体で読書活動を推進するための環境整備に努めます。

多様な子どもたちへの読書推進

- ◆ 多様な子どもたちへの読書機会を確保するため、障がいの種類や程度、特性等に応じた取組が必要です。公立図書館の資料や資料相談（レファレンス）等も活用しながら、子どもの多様なニーズに対応した取組を推進します。

【方針2】子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるため、司書教諭、学校司書、図書館職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、読書ボランティア等、子どもと本を結びつける人材を育成するとともに、公立図書館や学校図書館等を活用した子どもの読書活動推進への理解促進に努めます。

(1) 司書教諭、学校司書、図書館職員等の配置と専門性の向上

現状

- 鳥取県教育委員会では、公立小中学校・義務教育学校・県立高等学校・特別支援学校に司書教諭を配置しています。司書教諭及び学校司書の配置率は全国平均より高い水準となっています。
- 県立図書館では、市町村立図書館職員の専門性の向上を目的とした研修会等を実施しています。
- 鳥取県教育センター⁴¹や学校図書館支援センターでは、司書教諭や学校司書を対象とした研修に加え、教員の学校図書館活用教育に関する指導力向上のための研修を実施しています。
- ICTの急速な進化への対応や多様な子どもたちへの読書環境の保障等、司書教諭、学校司書、図書館職員等には、子どもの読書活動を推進するための専門性の向上が求められています。
- 学校図書館支援センターでは、県内の学校図書館の活用実践事例を収集・公開していますが、学校図書館のICT活用やDXの事例は少ない状況にあります。

取組の方向性

図書館職員の配置と専門性の向上

- ◆ 子どもの読書活動に関する専門知識と技能を有する司書⁴²等の適切な配置を推進します。
- ◆ 研修等の実施により、近年の子どもを取り巻く環境の変化等に対する理解を深め、子どもの読書活動の充実を図ります。

司書教諭・学校司書の配置と専門性の向上

- ◆ 関係機関と連携した司書教諭有資格者の育成と司書教諭の配置に努めます。
- ◆ 学校図書館を有効に活用した子どもの読書活動を推進するため、学校司書の適切な配置に努めます。
- ◆ 「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」及び「学校図書館活用ハンドブック」等の活用を促進します。
- ◆ 鳥取県教育センターや学校図書館支援センターでは、学校全体で子どもの読書活動を推進する体制を整えるため、司書教諭や学校司書をはじめ、子どもの読書活動に関わる教職員を対象とした研修の充実を図ります。
- ◆ 司書教諭と学校司書の業務の相互理解や連携促進のためにも受講できる研修会の実施等、学校図書館支援センターの講師派遣等により、市町村における研修の充実を支援します。
- ◆ 研修会の開催にあたっては、開催時期に配慮したり、オンライン配信を行ったりする等、参加者の負担軽減に努めます。

優良事例の活用

- ◆ 優れた取組事例や学校図書館の授業活用事例等の収集・公開を進め、学校や図書館等において子どもの読書活動のより一層の推進を図ります。
- ◆ コミュニティ・スクール⁴³や地域学校協働活動⁴⁴における読書推進事例等を共有し、子どもの読書活動を推進します。

⁴¹ 鳥取県教育センター … 本県における教育の充実とその振興を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された、教育関係者の研修や、教育(特別支援教育を除く)に関する研究調査等を行う機関。

⁴² 司書 … 図書館法第4条1項に定められた職で、図書館に置かれる専門的職員のこと。

⁴³ コミュニティ・スクール … 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会を導入した学校のこと。学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

⁴⁴ 地域学校協働活動 … 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行う様々な活動。

多様な子どもたちへの読書推進

- ◆ 通常の学級に在籍する児童生徒においても読むことに困難さを感じ、支援を必要としている場合があります。多様な子どもたちへの読書活動推進の取組事例について情報を収集・公開し、事例の共有に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上

現状

- 「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」では、乳幼児期の子どもの健全な心身の発達を図るために、絵本の活用が挙げられています。園等では、蔵書冊数に差はあるものの絵本コーナーを設置したり、絵本の読み聞かせが行われたりしています。

取組の方向性

- 読み聞かせ等を実践する幼稚園教諭・保育教諭・保育士に対し、県が開催する子どもの読書に関する研修会や各市町村で開催される講座等への参加を促し、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上を推進します。
- 幼稚園教諭・保育教諭・保育士が自己研鑽に努め、子どもの読書活動の一層の充実を図られるよう、公立図書館等と連携し、図書館資料や資料相談（レファレンス）等の活用を推進します。

(3) 公民館・児童館職員等の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上

現状

- 公民館や児童館の図書室は、子どもが本と親しむことのできる身近な場所ですが、子どもの読書に関する専門知識を有する職員が少ない状況があることから、子どもの読書活動を推進するためには、公立図書館や読書ボランティア等との連携を図る必要があります。公立図書館と連携し児童図書の充実を図るとともに、読書ボランティア等の参画を得ながら、子どもの読書活動を推進することが望まれます。

取組の方向性

- 県が開催する幼少期からの読書の意義や読み聞かせ等の知識やスキルの習得を目的とした研修会や各市町村で開催される講座等への参加を促し、公民館・児童館職員等の子どもの読書活動に対する理解や技能の向上を推進します。

(4) 読書ボランティア等への支援

現状

- 読書ボランティアは、園等・学校・図書館・公民館・児童館等において読み聞かせを行う等、子どもが読書に親しむ機会を提供しています。
- 子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ鳥取県子ども読書アドバイザーを、読書ボランティア団体等を対象とした研修会に講師として派遣しています。

取組の方向性

- 鳥取県子ども読書アドバイザーを対象とした研修会を実施し、アドバイザーの専門性の向上を図ります。
- 読書ボランティアを対象とした研修会に鳥取県子ども読書アドバイザーを研修講師として派遣し、読書ボランティアの技能の向上を図ります。

【方針3】子どもの読書活動の普及啓発

子どもが本に親しむためには、大人自身が子どもにとっての読書活動の意義や重要性を理解することが必要です。子どもの読書活動に対する県民の理解を深めるため、効果的な普及活動を促進し、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を醸成します。

現状

- アンケートによると、年長児のいる1割（9.5%）の家庭では、1週間のうちに読み聞かせや一緒に本を読むこと等をしなかったと回答しており、家庭で本を読んでもらう子どもとの間に読書習慣の格差が生じています。子どもの読書活動の意義や重要性について、大人が理解を深めることが重要であり、子どもの発達段階や特性等に応じた啓発を行うことが必要です。
- 子どもが読書に興味を持つような活動や関係機関との連携等において特色ある実践を行っている事例を収集し、多くの人がある情報を容易に知り、活用できるようにすることが求められています。

（1）「子ども読書の日」等に合わせた啓発・広報の実施

取組の方向性

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「文字・活字文化の日」には、公立図書館等における子どもの読書活動について関心と理解を深めたり、子どもが読書に親しむ機会を設けたりする等、趣旨にふさわしい事業の実施を推進します。
- 県が実施する「心とからだいきいきキャンペーン」により、子どもの望ましい生活習慣の一つとして読書が定着するための取組を実施します。
- 乳幼児期から電子メディアに触れる機会が増えていることから、子どもの電子メディアとの適切な付き合い方について啓発を行うとともに、合わせて読み聞かせや読書の意義、読書の楽しさを多くの保護者に伝えるため、集客施設等での啓発活動を実施します。

（2）発達段階等に応じたおすすめ本の紹介と活用の促進

取組の方向性

- 鳥取県子ども読書アドバイザーについて広く周知し、保護者を対象とした研修会等へアドバイザーを派遣して、読み聞かせの意義についての講義や発達段階等に応じたおすすめ本の紹介等を行います。
- 公立図書館等において、ICTを活用した効果的な情報提供手段により、子どもや保護者へ発達段階に応じたおすすめ本の紹介やイベント情報等の提供を推進します。
- 園等・学校・公立図書館等でおすすめ本を活用したおはなし会を開催する等、子どもが読書への関心を高め、家庭や地域で読み聞かせや読書の契機となる取組を推進します。

（3）子どもの読書活動推進事例や優良事例の発信

取組の方向性

- 優れた取組として国から表彰された事例を広く周知し、横展開を図ることで、関係者の意欲を高め、子どもの読書活動の充実に努めます。
- 学校図書館の授業活用実践やICTを活用した事例を収集し、学校図書館支援センターのホームページで公開します。

第4章 推進体制の充実

1 県の推進体制の充実

- 計画で示したビジョンの実現に向け、鳥取県教育委員会は関係各課の役割を明確にし、知事部局等の関係各所とも連携しながら子どもの読書活動を推進するための具体的な取組を実施します。
- 県立図書館に学校図書館支援センターを引き続き設置し、学校訪問や講師派遣を実施する等、就学前から高等学校まで一貫した見通しを持った学校図書館教育を推進します。
- 県立図書館は、県内のあらゆる図書館を結ぶ、知のネットワークの中核として、県全体でより一層の子どもの読書活動の推進が図られるよう、物流システムの活用を促進する等、全県で県立図書館のサービスを利用できる環境整備に努めます。

2 市町村との連携・協力体制の充実

- 全県で総合的に子どもの読書活動を推進するため、県は市町村と連携し取組を進めます。
- 各市町村が長期的に子どもの読書活動の推進に取り組むための計画を策定するため、鳥取県教育委員会は、各市町村の状況等を踏まえた支援や情報提供を行います。
- 市町村立図書館は、地域の実情に合わせた取組を実施し、子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を担っています。県立図書館は、市町村立図書館と連絡を密にし、資料の貸出、資料相談（レファレンス）等による支援に努めます。

3 民間団体等との連携・協力

- 鳥取県教育委員会と市町村は、子どもの読書活動推進について重要な役割を果たす機関・団体（民間団体、読書ボランティア、出版社、新聞社等）と連携し、子どもの読書活動を推進します。
- 書店は、地域において子どもが本に接する身近な場所です。書店は、図書館と同様に、読書活動の推進の一翼を担うことが期待されており、鳥取県教育委員会や市町村では、地域や学校における子どもの読書活動推進の取組において書店との連携・協力を進めます。
- 子どもが読書に親しむ機会となる読み聞かせ等の取組について、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の取組と連携した読書活動を推進します。
- 司書や学校司書が社会教育士⁴⁵の称号を得て、生涯学習社会の中核として、地域等と連携した子どもの読書活動の推進を目指します。

⁴⁵ 社会教育士 … 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成 29 年 8 月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習（以下「講習」という。）の科目の改善を図るとともに、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士」と称することができる。（文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部を改訂する省令案の概要」より抜粋）

第5章 目標値

方針1 すべての子どもが読書に親しむ機会を保障する環境づくり

項目	現状 2023年度	目標 2029年度
家庭において、子ども（年長児）に絵本等の読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりした日が1週間で1日以上ある割合 (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／鳥取県教育委員会)	90.5%	95.0%
「読書が好きである」児童生徒の割合 (出典：《小・中学校》全国学力・学習状況調査／文部科学省 《高等学校》高校教育に関するアンケート／鳥取県教育委員会)	(小6) 70.8% (中3) 67.9% (高2) 61.8%	(小6) 77% (中3) 75% (高2) 70%
1ヶ月にまったく本を読まない割合（不読率） (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／鳥取県教育委員会)	(小3) 3.0% (小6) 9.8% (中3) 16.0% (高2) 35.0%	(小3) 3%以下 (小6) 6%以下 (中3) 12%以下 (高2) 16%以下
「一斉読書に取り組む」学校の割合 (出典：《小・中学校》学校教育実施状況調査／鳥取県教育委員会 《高等学校》鳥取県教育委員会事務局高等学校課調べ)	(小) 99.2% (中) 96.4% (高) 70.8%	(小・中) 現状を維持する (高) 87%
学校図書館図書標準 ⁴⁶ を達成している割合 (出典：学校教育実施状況調査／鳥取県教育委員会)	(小) 77.3% (中) 76.8%	向上
学校図書館を活用した年間授業総時数（1校当たり） (出典：《小・中学校》学校教育実施状況調査／鳥取県教育委員会 《高等学校・特別支援学校》鳥取県の図書館統計／鳥取県立図書館)	(小) 140.5 (中) 73.1 (高) 155.4 (特) 410.4	向上

方針2 子どもの読書活動を支える人材の育成

項目	現状 2023年度	目標 2029年度
学校図書館関係者向け研修会を開催している市町村の数 (出典：鳥取県の図書館統計／鳥取県立図書館)	15／19 市町村	19／19 市町村
県立図書館主催の児童サービス専門研修会総参加者数 (出典：鳥取県立図書館のすがた／鳥取県立図書館)	159名	向上

方針3 子どもの読書活動の普及啓発

項目	現状 2023年度	目標 2029年度
「子ども読書活動推進計画」を策定している市町村の数 (出典：鳥取県の図書館統計／鳥取県立図書館)	15／19 市町村	19／19 市町村

⁴⁶ 学校図書館図書標準 … 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が定めたもの。

資料編

○鳥取県内図書館一覧	… 1
○子どもの読書活動をめぐる国と本県の動き	… 2
○子どもの読書活動の推進に関する法律	… 5
○子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議	… 6
○文字・活字文化振興法	… 7
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	… 9
○令和5年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	…12

鳥取県内図書館一覧

公立図書館

令和6年4月1日現在

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町 101	0857-26-8155	0857-22-2996
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安 2 丁目 138-4	0857-27-5182	0857-27-5192
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬 832	0858-87-2702	0858-87-2732
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜 3 丁目 121-6	0857-37-6036	0857-37-6037
米子市立図書館	683-0822	米子市中町 8	0859-22-2612	0859-22-2637
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町 187-1	0858-47-1183	0858-47-1180
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居 193-1	0858-45-2523	0858-45-2521
境港市民図書館	684-0033	境港市上道町 3000	0859-47-1099	0859-47-1111
岩美町立図書館	681-0003	岩美町浦富 1038-6	0857-72-0510	0857-73-1440
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷 256-4	0858-72-6660	0858-72-6661
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡 539-1	0858-72-3970	0858-72-0813
八頭町立八東図書館	680-0601	八頭町北山 48-1	0858-84-6622	0858-84-6623
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜 751	0858-82-6860	0858-82-6861
ちえの森ちづ図書館	689-1402	智頭町智頭 2090-1	0858-75-4123	0858-71-0036
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町籠島 497	0858-48-6012	0858-32-2210
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大字大瀬 999-2	0858-43-1145	0858-43-1343
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿 803-1	0858-37-5515	0858-37-5514
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下 112	0858-36-3219	0858-36-5562
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万 266-5	0858-52-1115	0858-52-1155
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕 1140-1	0858-55-7547	0858-55-7534
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺 341	0859-66-4463	0859-46-0871
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬 558	0859-64-3791	0859-64-3795
日吉津村図書館	689-3553	日吉津村日吉津 930	0859-27-0204	0859-27-0624
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂 766-1	0858-49-3010	0858-49-3011
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長 269-1	0859-53-3003	0859-53-3015
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋 263-1	0859-54-2688	0859-54-5215
伯耆町溝口図書館	689-4292	伯耆町溝口 652-1	0859-62-0717	0859-63-0075
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長 49	0859-68-3605	0859-39-8017
日南町図書館	689-5212	日南町霞 785	0859-77-1112	0859-77-1114
日野町図書館	689-4503	日野町根雨 129-1	0859-72-1300	0859-72-1320
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾 1944-2	0859-75-2005	0859-75-3942

大学・高等専門学校図書館

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取大学附属図書館	680-8554	鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5672	0857-28-6346
鳥取大学医学図書館	683-8503	米子市西町 86	0859-38-6462	0859-38-6469
公立鳥取環境大学 情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北 1 丁目 1-1	0857-38-6730	0857-38-6734
鳥取看護大学・ 鳥取短期大学附属図書館	682-8555	倉吉市福庭 854	0858-26-9121	0858-26-9121
米子工業高等専門学校 図書館	683-8502	米子市彦名町 4448	0859-24-5028	0859-24-5269

点字図書館

図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001	米子市皆生温泉 3-18-3	0859-22-7655	0859-22-7688

子どもの読書活動をめぐる国と本県の動き

年 月	国の動き	県の動き
平成9年度		一斉読書の推進を開始
平成10年度～ 14年度		司書教諭資格者を養成（400名）
平成11年8月	参議院「子ども読書年に関する決議」 ・平成12年（西暦2000年）を「子ども読書年」とする	
平成12年1月	国際子ども図書館の設立	
平成13年度～		・司書教諭を発令（県立高等学校） ・ブックスタートを導入 （平成21年度には実施率100%を達成）
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 ・4月23日を「子ども読書の日」と定める	
平成14年度～ 18年度		県立高等学校に学校司書（正職員）を配置
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	
平成15年度～		すべての公立小中学校へ司書教諭を配置
平成16年度～		司書教諭を発令（県立特別支援学校）
平成16年4月		「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」の施行	
平成18年3月		「鳥取県立図書館の目指す図書館像」を策定
平成19年6月	「学校教育法」の改正 ・「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」 （第21条第5項）	
平成20年3月	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の告示（小学校・中学校） 各教科等における児童生徒の言語活動の充実 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 幼稚園教育要領の告示 保育所保育指針の告示 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定 	
平成20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院・参議院「国民読書年に関する決議」 ・平成22年を「国民読書年」とする ・「図書館法」の改正 ・学習成果を活用して行う教育活動の機会の提供 ・司書及び司書補の資格要件の見直し ・文部科学大臣及び都道府県教育委員会による司書等の資質向上のために必要な研修の実施 	
平成21年3月	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の告示（高等学校、特別支援学校小・中学部） ・各教科等における児童生徒の言語活動の充実 ・学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県教育振興基本計画」（平成21年度～平成25年度）の策定 ・第2次「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第2次計画）」を策定
平成23年度		「鳥取県子ども読書アドバイザー」制度の開始
平成25年3月		「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定（第1次改定）
平成25年5月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	

年 月	国の動き	県の動き
平成26年3月		<ul style="list-style-type: none"> ◆「鳥取県教育振興基本計画」（平成26年度～平成30年度）の策定 ◆「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」を策定
平成26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示	
平成26年6月	「学校図書館法」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）の配置 ・国及び地方公共団体による学校司書への研修の実施 	
平成27年4月		◆「学校図書館支援センター」を設置(県立図書館内)
平成27年6月		◆市町村立図書館設置率100%を達成
平成28年3月		<ul style="list-style-type: none"> ◆「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の策定 ◆「学校図書館活用ハンドブック」の策定
平成28年11月	「学校図書館ガイドライン」の策定	
平成29年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指導要領の告示（小学校・中学校） <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 ・幼稚園教育要領の告示 ・保育所保育指針の告示 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示 ・絵本や物語に親しむ活動の推進 	
平成29年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校幼稚部教育要領の告示 <ul style="list-style-type: none"> ・絵本や物語に親しむ活動の推進 ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の告示 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における児童生徒の言語活動の充実 ・学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 	
平成30年3月	学習指導要領の告示（高等学校） <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における児童生徒の言語活動の充実 ・学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実 	「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改定（第2次改定）
平成30年4月	第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定	
平成31年3月		「鳥取県教育振興基本計画」（平成31（2019）年度から2023年度）の策定
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」※1（通称：読書バリアフリー法）の公布・施行	
令和3年2月		「鳥取県学校教育情報化推進計画」の策定
令和3年3月		「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」※4（通称：鳥取県読書バリアフリー計画）の策定
令和4年1月	第6次「学校図書館整備等5か年計画」※2の策定	
令和4年3月		「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」※5の改訂
令和5年3月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」※3閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ◆「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の改訂（第3次改訂） ◆「学校図書館活用ハンドブック」の改訂
令和5年4月	「子ども基本法」の施行	
令和6年3月		<ul style="list-style-type: none"> ◆「鳥取県教育振興基本計画」（2024年度～2028年度）の策定 ◆「鳥取県学校教育DX推進計画」（令和6年度～9年度）※6の策定

(国の動き)

※1 〈視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〉

令和元年6月には、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

※2 〈第6次「学校図書館整備等5か年計画」〉

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする「第6次学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、すべての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

※3 〈第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」〉

令和5年3月、国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第8条第1項の規定に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第5次計画）を策定しました。すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」にも考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

(県の動き)

※4 〈鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画〉

読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、令和3年3月に全国に先駆けて、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（通称：鳥取県読書バリアフリー計画）を策定しました。「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮」を基本的な方針として、県立図書館、市町村立図書館及びライトハウス点字図書館等が連携を図り、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが定められました。

※5 〈とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン〉

平成28年度に策定した「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の基本的な考え方を引き継ぎつつ、ふるさとキャリア教育、GIGAスクール構想への対応等の新たな課題への取組を盛り込み、令和4年3月に改訂を行いました。

「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」は、児童生徒の生きる力や主体的に学ぶ力の育成に向け、就学前から小・中・高校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育を進める上での指針となるものです。

※6 〈鳥取県学校教育DX推進計画〉

鳥取県教育振興基本計画における教育DXを戦略的に推進していくため、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき令和3年2月に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」を改訂し、令和6年3月に「鳥取県学校教育DX推進計画」を策定しました。ICTを活用した教育環境の構築のために、探究的な学びの拠点となる学校図書館等の整備を進めること、情報活用能力育成と探究的な学びを支える司書教諭、図書館司書を養成するための研修機会の充実を図ること等を施策として示しています。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の特徴にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日法律第49号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等これらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。